

わがくに



町長議員の投票日

立派な投票箱の運び

わたくしたち、ひとりひとりが選んだ町長や議員がわたくしたちに代って、たいせつな町の政策や事業などを決定することになります。投票には、清い一票を投票しようではありませんか。

投票と開票

このように

《投票の順序》
町長と議員の選挙が同時です。最初は町長の投票(投票用紙は白色)です。次が議員の投票(投票用紙はうすもも色)です。候補者の氏名をまちがって書くと、無効の投票になります。

町長、町議会議員を選挙する投票日(六月二十四日)が目前に迫ってきました。

町を絶対汚してはならない

西川町明るく正しい選挙推進協議会
会長 田子了秀

近づく町長、町議会議員の選挙に次のことを候補者並びに有権者各位の冷静な判断に訴えたいと思います。

さて、「町を思い、より住みよい町づくり」を考えると、町民は一人もおらないこと、町を汚すこと、町の見方、考え方によりその立場を異にするのであろうが、所詮登壇の道は異なっても山の頂上を目指すことには変わりはないはずである。「それが問題だ」とする人もあります。ところが、凡ての面で、候補者の良心と有権

者の良識によって必ず「明るく、正しい選挙が行なわれること」を望みます。第一に「町を絶対汚してはならない」ということです。送る人も送られる人も共に胸をはって歩けることこそ大切なことではなからうか、あくまで候補者の意見であり、主張であり、実力が優先すべきと思うが、ともすれば、それ以外のものに動かされる「指をさされる」ような選挙が行なわれたとすれば、まったく歴史ある町の大いなる恥ではなからうか。再度申

《不在者投票》
仕事や、やむを得ない用務のため、あるいは病気のため指定病院に入院中の方のため、投票日(六月二十四日)に投票所で投票することができないものは、六月十七日から六月二十三日まで不在者投票ができます。必要なものは印鑑です。(指定病院に入院中の方は、病院長に申し出てくださいます。)

《新しく投票できる人》
次のような人は、今回から投票できます。
ことしの六月二十四日で満二十歳になり、六月十六日まで三カ月以上西川町に住んでいる人
※この人たちの住所となまえを書いた書類を六月十七日と十八日、役場でご覧になれます。

《開票の時間》
開票も町長と議員を同時に行ないます。

町長選挙および町議会議員選挙に臨んで

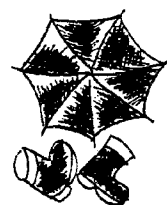
西川町選挙管理委員会
委員長 植木秀雄

「この一票、わたしみんなの幸せに」
来る六月二十四日に、西川町長選挙および西川町議会議員一般選挙が執行されます。立候補者はもちろん一般選挙民においても非常に熱のかかったいわゆる身近な選挙を迎え、関心は極めて高いことと思われ、わたくしたちの生活が明るく豊かななるには、有権者一人一人の行使の集積であるべきであり、選挙がきれいに正しく行なわれることが必要です。

良い政治への出発、その第一歩はあなたの投票する

始まる時間は当日の午後八時からです。
立候補届出について
一、立候補受付場所は、西川町役場議場です。ただし六月十八日は西川町役場選挙事務室です。
二、受付は、六月十七日より六月十八日の二日間、毎日午前八時三十分から午後五時まで行ない、この時間以外は受付しません。
三、受付順は、午後八時三十分までに参集された者が二人以上ある場合は、すべてくじで決め、到着順にはなりません。
なお、届出に必要な書類がないと受付順位を決めるくじに加われませんので、ご注意ください。

日曜	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
土	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
行事									町長、町議会議員選挙日			広報委員会			行政相談



行事

六月

昭和四十八年 地方税法の一部改正

住民税

住民負担の軽減を図るため、課税最低限の引上げと所得割の税率の緩和が行なわれました。

項目	改正後	改正前
基礎控除	十六万円	十五万円
配偶者控除	十五万円	十四万円
扶養控除	十二万円	十一万円
寡妻控除・障害者控除・老年者控除又は勤労学生控除	十二万円	十万円
特別障害者控除	十四万円	十二万円
配偶者のいない世帯の一人目の扶養控除	十四万円	十二万円

2、町民税の所得割の税率区分

税率	改正後	改正前
一％	三十万円以下の金額	十五万円以下の金額
二％	五十万円	四十万円
三％	八十万円	七十万円
四％	百十万円	七十万円
五％	百十万円	七十万円

以下は従来どおり

- 3、老人扶養控除の創設
扶養親族のうち年令七十歳以上の者(障害者を除く)について、通常の扶養控除(改正前十一万円)に代えて、老人扶養控除(十万円)が設けられました。
- 4、寡妻控除の適用範囲の拡大
夫と死別した後婚姻をしていない者で扶養親族のもの(年所得百五十万円以下の者に限る)についても寡妻控除が適用されました。



昭和48年度米生産調整実施計画部落別内訳表 48.5.18現在

部落名	休耕	飼料	野菜	豆類	養魚池	寄託休耕	その他	計	目標面積	達成率	戸数
押付		4,061	3,282					7,343	1,391	5.3	13
矢島	715		6,091					6,806	1,049	6.5	15
天竺堂	439	5,526	6,946				833	13,744	1,056	13.0	21
真田		2,243	2,749				農業生産施設315	5,307	669	7.9	6
横島	1,093	20,519	9,093					30,705	501	61.3	15
西込上		5,920	1,916	784			花卉種苗5,000	13,620	539	25.3	14
中島	545		3,138					3,683	273	13.5	6
下山		4,702						4,702	1,105	4.3	5
川崎	3,848	5,773	3,832	1,037				14,490	661	21.9	13
平野	198	495	3,669	561				4,923	686	7.2	15
鱧	991		4,162					5,153	386	13.3	8
小計	7,829	49,239	44,878	2,382	833			110,476	8,316	13.3	131
桑山	419		1,229	2,291				3,939	688	5.7	11
善光寺	1,048		674		2,520	6,667		10,909	919	11.9	8
見帯	2,600	18,564		2,403		6,318		29,885	1,122	26.6	31
六分	1,135	6,126	5,618			8,325	農業生産施設 200 山林 1,653	23,057	1,476	15.6	14
旗屋		2,997	178					3,175	889	3.6	2
松崎			948					948	386	2.5	6
新川	910		842					1,752	326	5.4	4
小計	6,112	27,687	9,489	4,694	2,520	21,310	1,853	73,665	5,806	12.7	76
上組	1,159		1,011		346			2,516	861	2.9	11
中作	261		1,285					1,546	258	6.0	3
中村	1,726		1,432					3,158	417	7.6	5
三ツ屋	782		522					1,304	288	4.5	6
下組	997		3,501		372			4,870	378	12.9	8
新田			1,689					1,689	364	4.6	6
大浦	1,313		4,600	3,350				9,263	802	11.5	12
大関			549					549	632	0.9	5
大関	359		7,130			農業生産施設299		7,788	534	14.6	13
升岡	1,491		2,136					3,627	874	4.1	8
川西	416		657					1,073	465	2.3	3
与兵衛	3,728		396					4,124	574	7.2	7
堀上	2,114							2,114	265	8.0	3
見柄									298		
三角									181		
小計	14,346		24,908	3,350	718		299	43,621	7,191	6.1	90
小合	28,287	76,926	79,275	10,426	4,071	21,310	7,467	227,762	21,313	10.7	297

- 5、非課税限度額の引き上げ
障害者 未成年者 老年者又は寡婦についての非課税の限度額が年所得四十三万円(改正前三十八万円)に引き上げられました。
- 6、退職所得控除額の引き上げ
退職手当等にかかる町民税の課税標準である退職所得の金額は、所得税法に規定する退職所得の金額の計算の例により算定されることになっておりますので、今回所得税法の一部が改正され本年一月から退職所得控除額が次のとおり引き上げられました。

項目	改正後	改正前
勤続年数十年まで一年につき	十万円	五万円
勤続年数十年を超え二十年まで一年につき	二十万円	十万円
勤続年数二十年を超え三十年まで一年につき	三十万円	二十万円
勤続年数三十年を超えるもの一年につき	四十万円	三十万円

- 電気ガス税
住民負担の軽減を図るため、税率を六パーセント(現行七パーセント)に引き下げられるとともに免税点を、一ヶ月の使用料が電気にあつては一〇〇〇〇円(現行八〇〇〇円)に、ガスにあつては二〇〇〇円(現行一六〇〇円)にそれぞれ引き上げられました。
なお、税率は一〇月一日から、免税点は六月一日から適用されます。
市町村税として新たに特別土地保有税が創設されました。
- その概要
納税義務者は、昭和四十四年一月一日以後に取得した土地の保有又は昭和四十分の一・四土地の取得については百分の三となり、固定資産税額及び不動産取得税額に相当する額が控除されます。
- 4、免税点について
市町村の区域において同一の者について (イ) 土地の所有について 是、一月一日現在その者が所有する土地の合計面積一万平方米(約三〇〇〇坪) (ロ) 土地の取得について 是、一月一日または七月一日前一年以内に取得した土地の合計面積一万平方米(約三〇〇〇坪) (ハ) 土地の取得については、その年の五月三十一日まで (ニ) 土地の取得については、その年の二月末日まで (ホ) 七月一日前一年以内の土地の取得については、その年の八月三十一日まで (ヘ) 適用年度 保有にかかると課税は昭和四十九年度から取得にかかる課税は昭和四十八年七月一日以後の土地の取得について適用されます。
- 5、徴収の方法は申告納付の方法によることになっております。
土地の保有については、その年の五月三十一日まで
土地の取得については、その年の二月末日まで
七月一日前一年以内の土地の取得については、その年の八月三十一日まで
適用年度 保有にかかると課税は昭和四十九年度から取得にかかる課税は昭和四十八年七月一日以後の土地の取得について適用されます。

今月の納税

住民税 第一期分
国民健康保険税 第一期分
納期限 六月三十日


昭和四十八年度住民税および国民健康保険税の納税通知書を近くお届けします。

六月は、住民税と国民健康保険税の第一期分の納期です。六月三十日の納期限までにお忘れなく納めてください。

納税には、便利な「口座振替制度」をご利用ください。また利用されていない方は口座振替の手続きについて金融機関または役場税務へお問い合わせください。

税務課

たばこは
西川町から
買いましょう

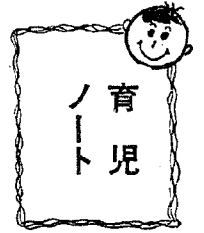


児童手当現況届をおわすれなく
六月十八日十九日二十日三日間受付
児童手当受給者は毎年六月中に前年の所得の状況および六月一日における養育の状況などを届出ることとされており、この届出

住宅金融公庫 融資案内
住宅金融公庫では昭和四十八年度の個人住宅建設資金及び住宅改良資金融資の受付を左記により実施しております。昨年度と比較しますと今年度は個人住宅建設資金にあっては融資金額を約五割増に、金利は従来年五・五パーセントを年五・二パーセントに引き下げました。又住宅改良にあっては最高五十五万円、八十万円に引き上げられ、八十万円以下でも多くご利用下さい。希望者は直接金融機関へ申込下さい。

申込期限
一、個人住宅建設資金 五月十四日(三月三十日)
二、住宅改良資金 五月十七日(三月三十日)

こんな時には 簡単な手続を
ちょっとした手続を忘れたために国民年金に加入もれになったり、保険料の集金ができず、また、年金が受けられないという事にもなつたら大変です。そのときどきの届け出をキチンと行なつて大切な権利を守りましょう。以下届出のいろいろを。
資格取得届
成人に達したとき、または勤めを始めたとき、また他の公的年金制度で資格を喪失したとき。
資格喪失届
資格取得届の逆に、勤め始めたときは忘れずに申し出てください。
附加保険料申出届
一般の保険料よりも多くかけ、老後の年金を多く望む人が申出ます。ただし農業者年金の被保険者は強制加入者となります。
住所氏名変更届
住所を変更した場合、結婚などにより氏名が変わつたとき、新住所の市役所、または町村役場に出します。
善意ありがとう
藤見町筒井 恒さんは、尊父筒井栄一郎さんが去る四月十九日なくなり、そのときの香典返しの一部でテープレコーダーを、老人いこいの家(西川荘)へ寄附されました。



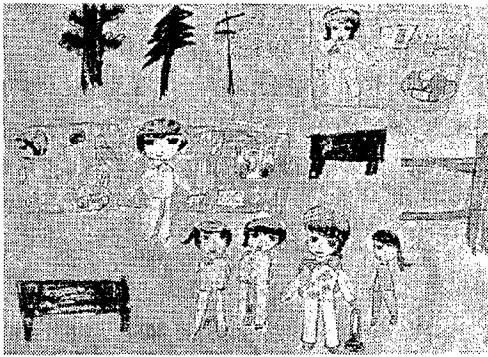
ふとりすぎ

最近ふとりすぎの赤ちゃんが多くなってきました。大きっぱいになって標準体重の二十パーセント以上肥っている場合を肥りすぎといいますが、身長も大きく身長と体重とのつりあいが大

れれば、標準の二十パーセント以上オーバーでも肥りすぎとはいいません。またがいて赤ちゃん時代の肥りすぎは一年のお誕生を過ぎて、歩きだしたり走ったり運動が活発になりくるとそれほどふとらなく、むしろ時にはやせていく場合も多いのです。従って赤ちゃん時代のふとりすぎに対しては、それほど厳格な食餌療法は行なわれないのが普通です。でも赤ちゃんがふとりすぎていると、運動が鈍くなりやすいと

升鴻小学校 二年 佐藤 文子

わたしの作品



評 よく晴れた明るい日の遠足のえです。やひこ神社わきのひろばで、おともだちと、おやつをたべたときのことが、一番よく心にこったのでしよう。楽しい思い出が、また、おともだちの一人一人が、ていねいにかかれています。

担任 中谷 田 鶴 先生

か、汗かきで汗もができやすい、皮膚と皮膚とがこすれて股ずれをつくりやすい等の問題もあるので、でんぶん質や牛乳、粉乳は多く与えすぎないようにします。特に家系的に肥満の傾向のある場合には赤ちゃんといえども、糖質はひかえめにしておくほうが無難です。

いびつの頭

生まれたばかりの赤ちゃんの頭は産道を通ってきたばかりなので、上に長くなっていきますが、間もなく形が整ってきます。しかし一

が圧迫されているので、そのねかたによつては、必ずしも左右対称ではありません。時には右より左の方が平らになったり、左より右の方が平らになったりします。そして赤ちゃんはねやうすいほうを下にしてはいるので益々左右の違ひはつきりしてきます。しかし首がすわり、おすわりなどが始まる頃になると、ねている時間も短くなるので後頭部に加わる力も少くなり骨の発育とも自然と左右対称になり、いびつ頭は治ってきます。相当にひどい、いびつ頭も幼児期になると治ってしまうものです。

老人医療、ねたきり老人福祉年金の書きかえ受け付け

六月二十六日、二十七日、二十八日間

◎七〇才以上のみなさん、受給者証更新申請をしましょう。

該当になっている人でも次の所得以下であれば対象となります。

昭和四十八年一月から実施されており、老人医療無料化の受給者証が六月三十一日まで満了になり、七月一日から医療機関で受診を受けるときは新しい受給者証にかかります。この受給者証の更新申請は毎年おこなわれることになっておりますので手続きは必ずしてください。

◎非該当になる人は
一、社会保険の本人
二、所得税を課せられる程度の所得がある場合(所得額四十三万円以上)

◎所得制限が緩和
七月から所得制限も緩和される見込です。現在非

一、老人の配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上の場合
(たとえば扶養親族五人の場合に所得が五百四十七万円以上の場合)

◎所得の関係で受給資格がない人でも次のような場合合住民課へ問いあわせてください。
一、風水害にあった場合
二、老人医療費が高額である場合

◎受給者証更新申請の手続きは、六月二十六日(火)から二十八日(木)まで役場でお願いします。

この申請と同時に、福祉年金の現況届の手続きも行ないます。

この更新申請をしていた人です。現在非該当であったが七月から所得制限が緩和になることから該当になる人、社会保険の本人であったが被扶養者に変わった人等です。

◎当日持参していただくもの

一、老人医療費受給者証
二、印章(ミトメ)
三、保険証
四、年金証書(公的年金受給者のみ)

◎老人医療費が受けられる人は次のものが交付されます。
一、老人医療費受給者証(浅黄)
二、老人医療費請求書(二十枚)
三、老人保険手帳(新規の人のみ)

◎受給者証は大切にしましょう。

交付された受給者証等は

大切に保管してください。また老人保険手帳には常に老人医療費受給者証、老人医療費請求書、保険証をはさんで携行するようにしましょう。

◎この申請をしないと

老人医療費及びねたきり老人医療費は七月一日から、福祉年金は五月からの受給が受けられませんが、必ず申請をしてください。(住民課)

昭和48年度(第5回)新潟県青年海外派遣生募集

- 目的 新潟県青年海外派遣は、本県青年に広く海外の実情を視察研修させ、青年の国際的視野を広めるとともに、訪問国の青年と交流を行ない、国際協力の精神を涵養し、青年に日本の姿を正しく理解させ、次代をなす中堅青年の育成をはかるとともに、青少年の健全育成に資することを目的とする。
- 派遣方針
 - 派遣地域 東南アジア(インドネシア、マレーシア)
 - 派遣人員 20人
 - 派遣期日 昭和49年1月中旬10日間の予定
- 派遣内容 訪問国の産業、文化、青少年活動の視察および青年との交歓等を行なう。
※希望される方は6月17日までに公民館へおいで下さい。詳細な点を説明いたします。

昭和48年度日ソ青年親善交流生募集

- 目的 日本国とソビエト社会主義共和連邦(以下「ソ連」という)の青年を相互に交流し、両国青年の相互理解と親善を深め、世界的視野にたつた有為の青年を育成する。
- 交流方針 日本国およびソ連二国間青年の同年度相互訪問(相互派遣および相互受入れ)
- 日本国からの派遣方針
 - 訪問都市(予定) モスクワ、レニングラード、キエフ、イルクーツク、ハバロフスク等。
 - 派遣人員 35人(うち新潟県から3人)
 - 派遣期日 昭和48年9月上旬から約2週間の子定
- 派遣内容
 - 訪問都市の産業、文化、教育、社会福祉、青少年関係施設の見学
 - 青少年との交歓